

令和4年11月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会  
(医療管理委員会扱い)

## インボイス制度について

令和5年10月よりインボイス制度が導入される予定です。

インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」といい、請求書や納品書の交付や保存に関する制度です。目的は取引の正確な消費税額と消費税率を把握する事です。このインボイス制度について概略を Q&A でまとめてみましたので、ご確認ください。

ご不明な点や詳細につきましては、担当税理士にご相談ください。

## インボイス制度について

**Q1** 令和5年10月からインボイス制度が導入されるとのことですが、インボイスとは何ですか。

**A** 消費税は消費者が負担する税金ですが、税務署へ納税するのは消費者から消費税を預かった事業者です。事業者はその際に、「売上先から受け取った消費税額」から「仕入先に支払った消費税額」を差し引くことができます。これを「仕入税額控除」と言います。令和5年10月から「仕入税額控除」を受けるためには、支出の証拠書類として、法定の記載事項を具備した「適格請求書等」の保存が義務付けられることになりました（免税事業者と簡易課税事業者を除く）。この「適格請求書」を、一般に「インボイス」と呼びます（図1）。消費税を納める課税事業者が免税事業者との取引で支払った消費税が、「益税」にならないようにすることが、インボイス制度導入の目的の一つです。なお、医療機関の患者さん（一般消費者）は、消費税の申告も仕入税額控除も行いませんので、インボイスを保存する必要はありません。

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	物珍ペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
※軽減税率対象		△△商事株式会社
登録番号 T12345.....		

現行の区分記載請求書等の記載事項に以下を加えます。

- ①登録番号
- ②税率ごとの消費税額及び適用税率  
（国税庁パンフレットより転載）

**図1 インボイスの記載事項**

Q2 クリニックが買い手の立場で領収証や請求書等を受け取った場合、インボイス制度の導入で、どんな対応が必要になりますか。

A インボイス制度が導入された時の「仕入取引」に関する対応は図2のとおりです。尚、「仕入取引」における対応については、医療機関に特有内容はなく、一般の業種と共通になります。

①免税事業者 (年間の課税売上高1,000万円以下)	仕入取引に関して特段の対応は不要
②簡易課税事業者 (年間の課税売上高1,000万円超5,000万円以下)	
③一般課税事業者 (年間の課税売上高5,000万円超または自ら課税事業者を選択)	令和5年10月から「適格請求書(インボイス)等」の保存が必要

図2 インボイス制度導入時の仕入取引に関する対応

Q3 医療機関が発行する領収証や請求書等については、インボイスの記載事項を満たすように変更する必要があるのでしょうか。

A 「売上取引」への対応は、相手先が消費者か事業者かで分かります。売上の相手先が患者さんの場合、一般消費者である患者さんに出す領収証等は、現状どおりで良く、インボイスを発行する必要はありません。一方、売上の相手先が消費税の申告をしている事業者(企業等)の場合、消費税のかかる取引(課税売上)については、その相手先からインボイスの発行を求められることが想定されます。なお、インボイスは、「適格請求書等発行事業者(以下、「インボイス発行事業者」と言う)」として税務署の登録を受けた課税事業者(消費税の申告・納付をしている事業者)でなければ発行することができません。